

家族法制部会第13回会議・議事速報

2022年3月29日、法制審議会・家族法制部会の第13回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、まず第12回会議に引き続き、部会資料12に基づき、離婚後の子の監護について必要な事項の定めに関する実体的な規律の在り方について調査審議が行われた。

そこでは、①離婚時の情報提供に関する規律、②未成年の子がいる父母の協議離婚に関する規律の在り方などについて議論が行われた。①に関しては、離婚後の子育てに必要な法的情報等を提供するために、離婚する父母を対象とした養育講座を実施することについては概ね肯定的な意見が多かったが、その受講を協議離婚の要件とすべきか否かについては、賛否が分かれた。また、養育講座の目的を明確にする必要がある、養育講座の受講者に不安を与えない形での開催が必要であるなどの意見が出された。②に関しては、協議離婚時に父母間での養育費の取決めを促進させるための規律を設けることについては概ね異論がなかったが、養育費を含めた監護に関する必要な事項の取決めについて、弁護士等の法律家の関与する制度を創設した場合に、合意を促進する方向での実効性はどの程度あるのかとの意見、債務名義としての内容面及び手続面での正当性をどのように担保するかについて慎重に検討する必要があるとの意見、簡易迅速に債務名義を取得できることが望ましいが、取決めの確認主体や確認方法、認証制度の導入の是非等、検討すべき課題が多いとの意見、執行力の付与についても慎重な検討が必要ではないかとの意見が出された。加えて、養育費の取決めを促進させるため、養育費を取り決めることができない事情がある場合を例外として位置付けるかどうかについては大きく意見が分かれた。

続いて、裁判所から、DVが主張される場合における実務における取扱いについて説明が行われた。その後、部会資料13に基づき、養育費や面会交流等に関する手続的な規律の在り方について調査審議が行われた。時間の関係により、部会資料13に基づく検討は次回に持ち越されたが、会議において出された意見を紹介すると、例えば、養育費に関する送達の特例を設けて、特定の条件のもとで、公示送達をする前に必要とされる現地調査を不要とすることの是非については、ひとり親の負担への配慮からその必要性につき肯定的な意見も出される一方で、送達場所を知らない場合でも手続を進めることについては慎重に検討すべきではないかとの意見、相手方の手続保障を図る観点から、別居親は送達すべき場所を事前に明らかにすべきではないかとの意見も出された。また、暫定的面会交流命令の導入の是非については、賛否が大きく分かれ、親子間の交流の維持が父母間の葛藤を緩和させるとは限らないといった意見や、制度の目的や要件、効果について、現行法における婚姻等に関する審判事件を本案とする保全処分や試行的な面会交流との異同を整理した上で、慎重に検討すべきであるとの意見が出された。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。